商業登記リモート署名ドライバソフト
連携ガイドライン

1.2版

令和８年７月

法務省民事局商事課

改訂履歴

版数	改訂日付	改訂内容
1.0 版	2025 年 10 月 24 日	・新規作成
1.1 版	2026 年 3 月 11 日	・「3.4 署名ドライバの構成」に.NET Framework のバージョンを明記。 ・「3.5 署名ドライバが提供する資産」の一覧を最新化。 ・「5.1 電子署名に利用する証明書の設定」にて、商業登記電子証明書が 1 つの場合は証明書選択が不要な旨を明記。
1.2 版	2026 年 7 月 16 日	・「1.1 用語の定義」、「7 問い合わせ」の問い合わせ窓口の名称を変更。 ・「4.1 署名ドライバを使用する上での事前準備」、「6 参考資料」、「7 問い合わせ」の URL を明記。

目次

1　概要.....5

1.1 用語の定義.....5

1.2 導入の背景.....9

1.3 政府方針における記載.....9

1.4 本ガイドライン想定対象者.....10

1.5 本ガイドラインの目的.....10

1.6 制約事項および注意事項.....10

2　ドキュメント体系.....11

3　リモート署名ドライバソフトの概要.....12

3.1 リモート署名ドライバソフトとは.....12

3.2 署名ドライバとは.....12

3.3 管理ツールとは.....12

3.4 署名ドライバの構成.....13

3.5 署名ドライバが提供する資産.....14

4　事前準備.....16

4.1 署名ドライバを使用する上での事前準備.....16

5　連携概要.....16

5.1 電子署名に利用する証明書の設定.....16

5.2 各ドライバの利用方法.....17

5.3 署名ドライバの提供機能.....17

5.4 署名ドライバのサポートするインターフェース（CSP）.....19

5.5 署名ドライバのサポートするインターフェース（KSP）.....19

5.6 連携時のポイント・注意点.....20

5.6.1　管理ツールを使用した G ビズ ID のログアウトと鍵、証明書の削除に関する注意事項 20

5.6.2　署名ドライバの API のコーリングシーケンスに関する注意事項.....20

5.6.3　署名ドライバの API でエラー発生時の注意事項.....21

6　参考資料.....22

7　問い合わせ.....23

1　概要

1.1　用語の定義

表 1、用語の定義

	用語・略号	説明
1	商業登記電子証明書	法務省が商業登記に基づき発行する X.509 形式の電子証明書。法人（会社等）の代表者に対して発行され、行政サービスのオンライン申請や、民間企業間での電子契約等に利用される。
2	登記・供託オンライン申請システム	登記・供託オンライン申請システムは、申請・請求をインターネット等により行うシステムである。登記・供託オンライン申請システムを利用することにより、登記所等の窓口に出向くことなく、自宅やオフィスなどからインターネット等による申請・請求が可能となる。申請用総合ソフトにより商業登記電子証明書の申請も行える。
3	商業登記リモート署名	G ビズ ID や商業登記認証ポータルと商業登記リモート署名システムや商業登記リモート署名ドライバを利用して、商業登記電子証明書のリモート署名機能を提供する仕組み全体を指す。
4	G ビズ ID	デジタル庁が運用する電子的な行政手続きの対象者を一元的に認証する法人共通認証基盤である。法人（会社等）の代表者や個人事業主等が、行政サービスを利用する際の認証に使われ、商業登記リモート署名の利用も G ビズ ID の利用を前提としている。OP と略す場合がある。
5	リライングパーティー（G ビズ ID）	本ガイドラインでは、認証基盤として G ビズ ID を利用するサービス。具体的には行政の電子申請

		システム等のこと。G ビズ ID への登録が必要。RP と略す場合がある。
6	商業登記電子認証ポータル	商業登記電子証明書の発行準備や取得に加えて管理機能も備える商業登記リモート署名の一部として提供されるウェブサービス。G ビズ ID によりログインして利用する。商業登記電子証明書で従来提供されていた商業登記電子認証ソフトに代わって利用される。
7	署名生成アプリケーション	商業登記リモート署名を利用して、電子署名の生成を行う行政サービス等のウェブサービスや電子署名アプリ。主にウェブサービスの場合には商業登記リモート署名システムが提供する API を利用し、Windows 上の電子署名アプリの場合には商業登記リモート署名ドライバソフトが提供する API を利用する。利用には G ビズ ID と商業登記電子証明書の取得が必要となる。SCA と略す場合がある。
8	商業登記リモート署名システム	主に行政サービス等のウェブサービスへ商業登記リモート署名の機能を提供するシステム。電子署名を直接利用するための API（外部のプログラムから呼び出す仕組み）を提供する。署名生成アプリケーションから利用する。利用する行政サービス等の G ビズ ID への RP 登録と商業登記リモート署名サポートデスクへの SCA 登録が必要。RSSP と略す場合がある。
9	商業登記リモート署名ドライバソフト	Windows 上で動作する電子署名アプリから商業登記リモート署名を利用するために、Windows にインストールするドライバソフトウェア。利用するためには Windows の CNG/CAPI の暗号 API を呼び出す必要がある。API を利用するだけであれば G ビズ ID への RP 登録は不要であり、民間

		での利用も可能。
10	署名鍵	商業登記電子証明書に記載されている公開鍵と紐付いた秘密鍵（暗号鍵）。利用者（所有者）自身で管理され、電子署名を付与するために利用される。
11	リモート署名	署名鍵をクラウド（リモート）上の安全なハード上に保管して当人認証により署名者を識別して電子署名を付与する署名方式の一種。署名鍵を自身の PC にファイル保管して利用するローカル署名方式に比較して署名鍵の安全性が高い。
12	利用者	商業登記電子証明書を電子署名に利用する者。
13	署名生成アプリケーション提供者	商業登記リモート署名を使い、電子署名の生成を行うウェブサービスや電子署名アプリの提供者（行政機関や民間サービス）。
14	署名生成アプリケーション開発者	商業登記リモート署名を使うウェブサービスや電子署名アプリを実際に開発する者（開発会社）。
15	行政サービス	国や地方自治体などの行政機関が提供しているシステムやサービス。商業登記リモート署名システムと連携し利用者の指示に基づき署名処理を実行する。
16	登記システム・窓口	商業登記証明書の発行審査を行う窓口。
17	電子認証登記所	商業登記に基づく電子認証制度により発行される電子証明書の発行業務を行う電子認証局。
18	PKCS#12 ファイル	秘密鍵と証明書を 1 つのファイルにまとめた、パスワードで保護されたファイル形式。
19	CSC	Cloud Signature Consortium の略。クラウドにおける安全性が高く準拠したデジタル署名の標準化を推進する ことに取り組んでいる業界、政府、学術機関のグローバル団体。
20	CAPI	Microsoft Cryptographic API の略。Windows で暗号化、復号、署名、検証などの機能を提供す

		る API。
21	CNG	Cryptography API: Next Generation の略。CAPI の後継として Windows Vista 以降に導入された新しい暗号 API。
22	2 要素認証	利用者がシステム等にログインする再に、２つの異なる認証要素を使って本人確認を行う仕組みのこと。
23	鍵ペア生成	公開鍵暗号方式において使用される「公開鍵」と「秘密鍵」のセット（ペア）を作成するプロセスのこと。公開鍵は、誰でも知ることができる鍵で、暗号化や署名の検証に使われる。秘密鍵は、所有者だけが保持する鍵で、復号や署名の生成に使われる。

1.2　導入の背景

商業登記に基づく電子認証制度は、登記所が発行する印鑑証明書及び資格証明書に代えて、取引の相手方の本人性、法人格の存在及び代表権限の存在を電子的に証明するものとして、電子認証登記所の登記官が法人の登記情報に基づき電子証明書を発行して認証する制度である。

この商業登記に基づく電子認証制度を運用するために構築され、電子証明書の発行や有効性の確認等を行うためのシステムが「電子認証システム」である。

また、現行の電子認証システムにおいては、紙媒体に対する署名や捺印と同様に署名者が署名鍵を手元に保管して利用する形態（ローカル署名方式）を採用していることから、電子署名できる環境が限定されている。一方で、民間の電子認証局においては、署名鍵をサーバ等に預け、遠隔から利用する形態（リモート署名方式）も活用されてきていること、及び、セキュリティの向上の観点から、次期システムでは環境を限定されずに署名ができるリモート署名方式への切替えを進めていく必要がある。

このリモート署名方式の機能を提供するシステムが「商業登記リモート署名システム」である。商業登記リモート署名システムの利用を容易にするために本ガイドラインを策定するものである。

1.3　政府方針における記載

〇デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和 7 年）6 月 13 日閣議決定

①　法人共通認証基盤（G ビズ ID）の利用拡大

事業者等が様々なサービスにログインできる認証機能である「G ビズ ID」について、原 則すべての行政手続で採用するという従来方針を継続し、各省庁と連携して接続システ ム数の増加を図る。また、利便性向上の観点から 2026 年 7 月までに、商業登記電子証明 書との連携を目指す。自治体やその他公的組織による G ビズ ID 利用について、所管する関係省庁等と連携し、 アカウントの発行方法や運用方法を整理の上進める。G ビズ ID の民間サービスとの連携について、2025 年度中に実施する課題整理に向けた調 査や、ウラノス・エコシステムにおけるトラストの検討なども踏まえ、2026 年度以降に 関連制度の整備や、システムのモダナイズ化等、必要なシステム整備を検討する。

②　商業登記電子証明書の普及等

商業登記電子証明書について、2025 年度よりリモート署名方式の開発に着手し、認証局 の

更改を進め、2026 年 7 月より G ビズ ID と連携した運用開始を目指す。加えて、幅広い利用拡大のため、利用体験の向上に向けた UI/UX 等の改善や事業者向け行政サービスとの 連携準備を進める。また、セキュリティ対策の観点から、GPKI ブリッジ認証局の新暗号対応に合わせて、 2030 年度を目処に新暗号方式への移行を目指し、早期に課題等の整理を行う。

1.4　本ガイドライン想定対象者

商業登記電子証明書を用いた署名生成アプリケーションの開発者を想定対象者とする。

また、以下の技術的知識および開発経験を有していることを想定する。

・Windows の CryptoAPI、または Cryptography API: Next Generation（CNG）の基本的な知識を有すること

・Win32API を使用した C/C++など言語による開発経験を有すること

1.5　本ガイドラインの目的

署名生成アプリケーションが商業登記電子証明書リモート署名ドライバソフト（以降、署名ドライバとする）を介して商業登記電子証明書を利用したローカル署名の API からの利用を可能にする。

① 署名ドライバの概要

② 事前準備

③ 連携概要

1.6　制約事項および注意事項

本システムの利用における制約事項および注意事項を以下に記載する。

・ 商業登記リモート署名ドライバソフト使用許諾を遵守すること（商業登記リモート署名ドライバソフト使用許諾については、現在準備中となります。）

・ 商業登記電子認証ポータルにて、事前に商業登記電子証明書の取得・登録が完了していること

2　ドキュメント体系

「商業登記リモート署名」のドキュメント体系図を以下に示す。本書は以下の体系図の網掛け部分に該当する。

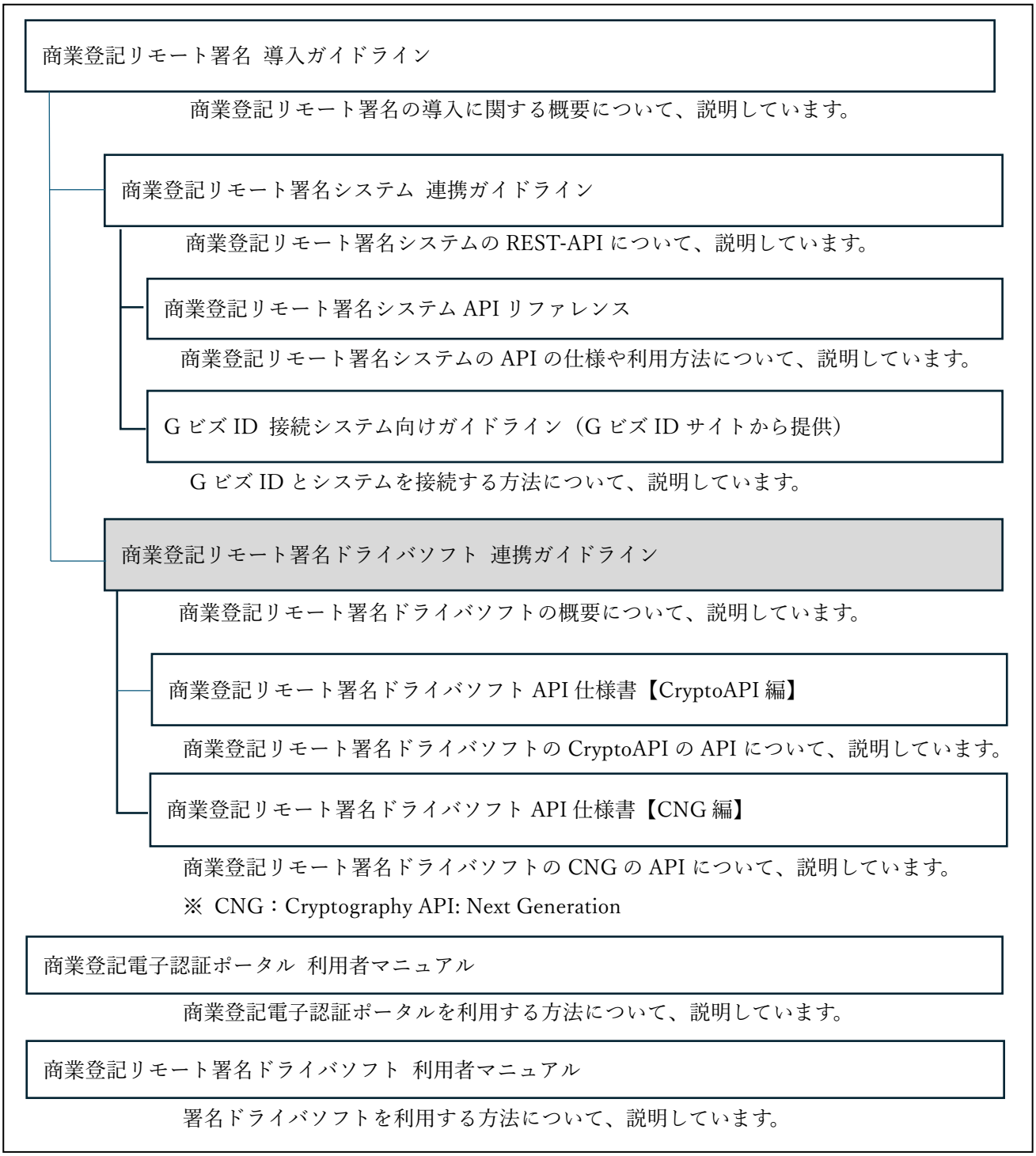

図 1、ドキュメント体系図

3　リモート署名ドライバソフトの概要

3.1　リモート署名ドライバソフトとは

商業登記電子証明書の商業登記リモート署名システムに格納された署名鍵を利用した電子署名を行うためのソフトウェアの総称である。電子署名を行う署名ドライバとその利用に必要な準備を行う管理ツールによって構成される。

3.2　署名ドライバとは

電子署名を行うための CAPI ライブラリの API を提供するドライバソフトである。Windows の CryptoAPI、および Cryptography API: Next Generation（CNG）によってアプリケーションが電子署名を実装可能となる。

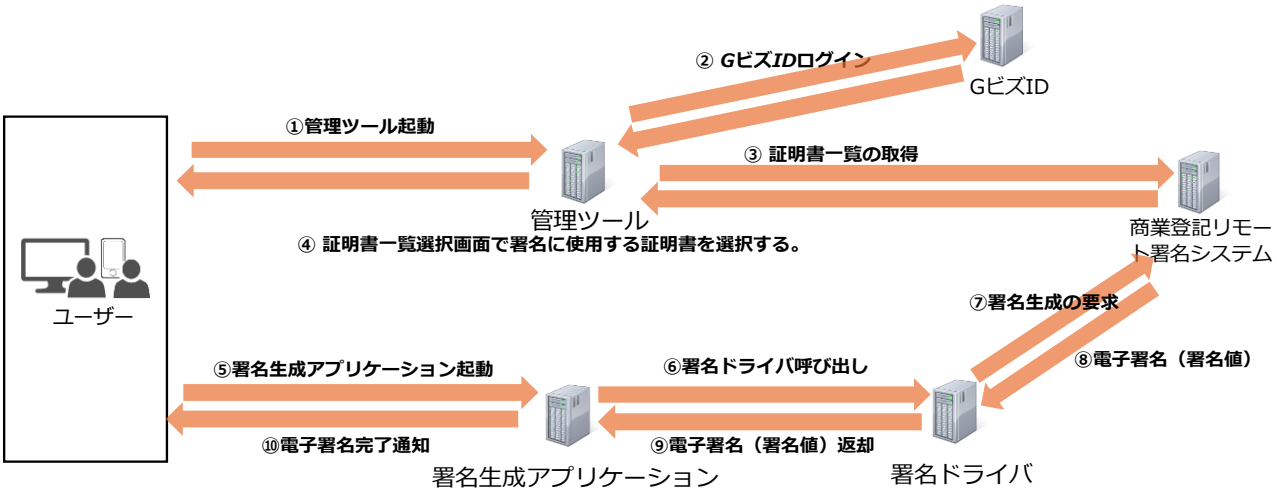

3.3　管理ツールとは

署名ドライバを利用した電子署名を行うために必要な認証や電子署名に必要な証明書の登録、削除を行うための Windows GUI アプリケーションである。

管理ツールで提供される機能を以下の表に記載する。

No	機能名	機能概要
1	通信環境設定	商業登記リモート署名システムと通信を行うための環境（プロキシ）の設定を行う。

2	G ビズ ID 認証	Web ブラウザを起動し、G ビズ ID に対してログインを行う。
3	証明書一覧取得	商業登記リモート署名システムから G ビズ ID に紐づく証明書のリストを取得する。
4	証明書設定	署名ドライバが署名に利用する証明書を登録する。
5	G ビズ ID 認証解除	G ビズ ID に対してログアウトを行う。

3.4　署名ドライバの構成

本ドライバソフトのソフトウェア環境を以下に示す。

No	ソフトウェア項目	ソフトウェア名称
1	OS	Windows 11
2	ブラウザ（※）	Microsoft Edge
3	.NET Framework	Microsoft .NET Framework 4.8

※G ビズ ID ログイン認証の利用のために、Microsoft Edge が必要

本ドライバの通信要件を以下に示す。

No	接続先システム	通信プロトコル	ポート番号
1	G ビズ ID	HTTPS	443
2	商業登記リモート署名システム		

3.5　署名ドライバが提供する資産

本ドライバソフトが提供する資産を以下に示す。

No	提供資産ファイル名	説明
1	RemoteSignatureDriver.msi	Windows オペレーティングシステム上でソフトウェアをインストール、更新、修復、削除するために使用されるパッケージファイル
2	setup.exe	インストーラー

本ドライバソフトのインストール後のファイル構成を以下に示す。

＜インストール先（デフォルト値）：C:¥Program Files¥CrpkiRemoteSignApp＞

No	ファイル	説明
1	CrpkiManagementTool.exe	商業登記リモート署名ドライバソフト管理ツール（以降、管理ツールとする）の実行ファイル
2	RSignDrvComm.dll	署名ドライバ共通処理のライブラリファイル
3	InstallCustomAction.dll	インストール拡張機能ライブラリ。プロバイダー情報の登録・削除を行う
4	InstallCustomAction.InstallState	インストール拡張機能ライブラリの設定ファイル。アンインストール・修復で必要となる
5	License.rtf	使用許諾に関する説明を記載
6	商業登記リモート署名ドライバソフト 利用者マニュアル.pdf	商業登記リモート署名ドライバソフトの利用者向けマニュアル
7	OSSLicense.txt	OSS ライセンスに関する情報を記載 署名ドライバソフトにて利用している OSS のライセンス情報はこちらのテキストを参照
8	Newtonsoft.Json.dll	.Net アプリケーションで JSON データの解析およ

		び生成を行う外部ライブラリ
9	Log4net.dll	.Net アプリケーションでログ記録を行う外部ライブラリ
10	CrpkiManagementTool-log4net.xml	アプリケーションのログ出力を制御するための log4net 設定ファイル
11	BouncyCastle.Crypto.dll	.Net アプリケーションで暗号化機能を提供する外部ライブラリ

<インストール先：%SystemRoot%¥System32>

No	ファイル	説明
1	crpkiksp.dll	署名ドライバのキーストレージプロバイダー（KSP）モジュール
2	crpkicsp.dll	署名ドライバの暗号化サービスプロバイダー（CSP）モジュール
3	libcurl.dll	署名処理時に商業登記リモート署名システムと HTTPS 通信を行うためのライブラリファイル
4	zlib1.dll	「libcurl.dll」の依存ライブラリファイル
5	RSignDrvComm.dll	署名ドライバ共通処理のライブラリファイル
6	RSginDrvSign.dll	署名ドライバ署名処理のライブラリファイル

<インストール先：%SystemRoot%¥SysWOW64>

No	ファイル	説明
1	crpkicsp.dll	署名ドライバの暗号化サービスプロバイダー（CSP）モジュール
2	libcurl.dll	署名処理時に商業登記リモート署名システムと HTTPS 通信を行うためのライブラリファイル
3	zlib1.dll	「libcurl.dll」の依存ライブラリファイル
4	RSignDrvComm.dll	署名ドライバ共通処理のライブラリファイル
5	RSginDrvSign.dll	署名ドライバ署名処理のライブラリファイル

<インストール先：%ProgramData%¥Microsoft¥Windows¥Start Menu¥Programs>

No	ファイル	説明
1	商業登記リモート署名ドライバソフト 管理ツール	管理ツールへのショートカット

<インストール先：%AppData%¥CrpkiRemoteSignApp>

No	ファイル	説明
1	CrpkiManagementTool-Settings.xml	管理ツールの設定ファイル

4 事前準備

4.1 署名ドライバを使用する上での事前準備

署名生成アプリケーションから署名ドライバを介して電子署名を行うには、リモート署名ドライバソフトを以下の URL よりダウンロードして、PC にインストールをしておく必要がある。

https://portal.cr-rs.moj.go.jp/docs/manuals/crpki_driver_installer.zip

リモート署名ドライバソフトをインストール後に署名に使用する商業登記電子証明書をインストールするための管理ツールによる事前設定が必要となる。

その他、署名ドライバとの連携を行うにあたって、署名ドライバの利用申請などは不要である。

5 連携概要

5.1 電子署名に利用する証明書の設定

署名に使用する商業登記電子証明書を設定するために以下の操作が必要となる。

1. 商業登記電子認証ポータルにて商業登記電子証明書を取得する。
2. 管理ツールを起動し、G ビズ ID 認証を行う。
3. 電子署名に利用する商業登記電子証明書を選択する。
   ※利用可能な商業登記電子証明書が 1 つしかない場合、管理ツールが自動的に当該証明書を選択するため本操作は不要となる。

4.　プロバイダーを選択後に商業登記電子証明書を設定する。

5.2　各ドライバの利用方法

署名ドライバは以下の利用方法がある。

① **証明書を選択して利用する**

証明書が一つしかない場合はその証明書、証明書が複数ある場合は利用者が管理ツールで選択した証明書に紐づくプロバイダーを利用して署名ドライバを利用する。

② **プロバイダー名を指定して利用する**

使用する暗号化サービスプロバイダー（以降、CSP）またはキーストレージプロバイダー（以降、KSP）名を署名生成アプリケーションが明示的に指定して署名ドライバを利用する。

5.3　署名ドライバの提供機能

署名ドライバでは主に以下の機能を提供する。

① **利用者の商業登記電子証明書の取得**

管理ツールからインストールした商業登記電子証明書を DER 形式で取得する。

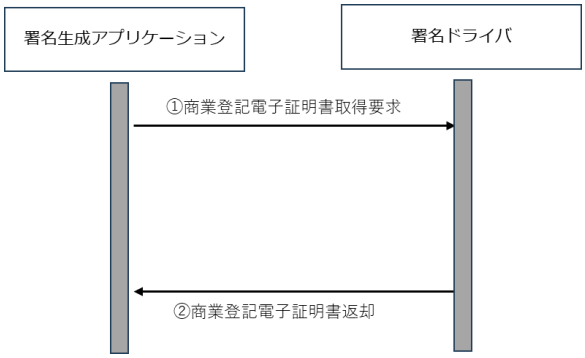

② **認証局の自己署名証明書の取得**

インストールした商業登記電子証明書の発行認証局である登記官証明書を DER 形式で取得する。

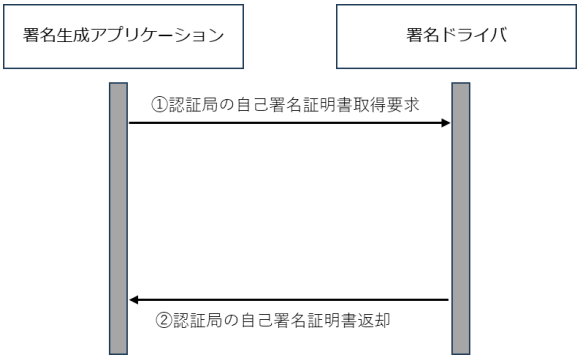

③ 電子署名の生成

管理ツールからインストールした商業登記電子証明書を使用して、対象の文書に署名を行う。

電子署名の生成処理実行時には、G ビズ ID ログインおよび商業登記リモート署名システムによる署名認可が必要となる。

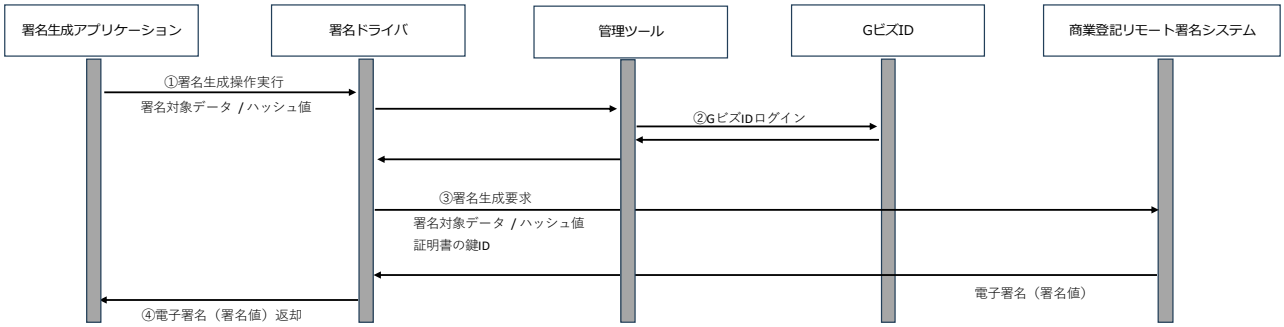

④ 電子署名の検証

③で生成した電子署名（署名値）が正当であり改ざんされていないことを確認する。

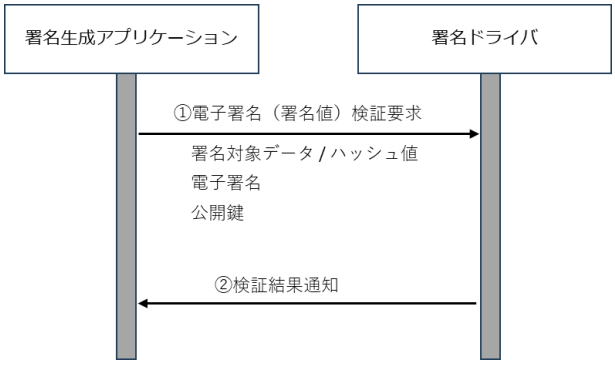

5.4　署名ドライバのサポートするインターフェース（CSP）

署名ドライバは以下のインターフェースをサポートする。記載のないインターフェースについてはサポート対象外となる。

なお、詳細な API 仕様及び各 API のコーリングシーケンスは「商業登記リモート署名ドライバソフト API 仕様書【CryptoAPI 編】」を参照。

No	インターフェース	概要
1	CryptAcquireContext	キーコンテナのハンドルを生成する。
2	CryptReleaseContext	キーコンテナのハンドルを解放する。
3	CryptGetProvParam	CSP のパラメータ値を取得する。
4	CryptDestroyKey	使用済みの鍵を破棄し、メモリを解放する。
5	CryptGetKeyParam	鍵のパラメータを取得する。
6	CryptImportKey	外部から鍵を取込む。
7	CryptGetUserKey	キーコンテナ内のキーハンドルを取得する。
8	CryptCreateHash	ハッシュオブジェクトの生成を行う。
9	CryptDestroyHash	ハッシュオブジェクトの破棄を行う。
10	CryptSetHashParam	ハッシュオブジェクトのパラメータを設定する。
11	CryptGetHashParam	ハッシュオブジェクトのパラメータを取得する。
12	CryptHashData	ハッシュオブジェクトにデータを付与し、 ハッシュ値の計算を行う。
13	CryptSignHash	ハッシュ値に署名を行う。
14	CryptVerifySignature	署名の検証を行う。

5.5　署名ドライバのサポートするインターフェース（KSP）

署名ドライバは以下のインターフェースをサポートする。記載のないインターフェースについてはサポート対象外となる。

なお、詳細な API 仕様及び各 API のコーリングシーケンスは「商業登記リモート署名ドライバソフト API 仕様書【CNG 編】」を参照。

No	インターフェース	概要
1	NCryptOpenStorageProvider	プロバイダーを開いてハンドルを取得する。

2	NCryptFreeObject	プロバイダー、鍵のハンドル、ハッシュを解放する。
3	NCryptFreeBuffer	割り当てられたメモリバッファを解放する。
4	NCryptGetProperty	プロバイダーの情報（名前、機能など）, 鍵の属性（長さ、用途など)、ハッシュの状態や結果を取得する。
5	NCryptSetProperty	プロバイダーの情報（名前、機能など）, 鍵の属性（長さ、用途など)、ハッシュのアルゴリズムやデータを設定する。
6	NCryptDeleteKey	鍵を削除する。
7	NCryptImportkey	外部から鍵をインポートする。
8	NCryptOpenKey	指定されたプロバイダーハンドルから存在する鍵を開く。
9	NCryptSignHash	ハッシュ値に署名する。
10	NCryptVerifySignature	ハッシュと署名を用いて署名の正当性検証を行う。
11	BCryptCreateHash	ハッシュオブジェクトを作成する。
12	BCryptHashData	データに対してハッシュ処理を行う。

5.6 連携時のポイント・注意点

5.6.1 管理ツールを使用した G ビズ ID のログアウトと鍵、証明書の削除に関する注意事項

署名ドライバは、管理ツールで設定した G ビズ ID の認証情報、および、鍵/証明書を使用して署名を行う。

そのため、署名生成アプリケーションから署名ドライバを使った署名中に管理ツールにて G ビズ ID のログアウトや鍵、証明書の削除を行うと署名できなくなる場合がある。

そのため、これらの操作は署名ドライバによる署名が終わった後に行う必要がある。

5.6.2 署名ドライバの API のコーリングシーケンスに関する注意事項

署名ドライバの API のコーリングシーケンスについて、「商業登記リモート署名ドライバソフト API 仕様書【CryptoAPI 編】」、「商業登記リモート署名ドライバソフト API 仕様書【CNG 編】」に記載されたシーケンス以外のコーリングシーケンスについては動作サポート外とする。

5.6.3　署名ドライバの API でエラー発生時の注意事項

署名ドライバの API で何らかのエラーが発生した場合、署名生成アプリケーションは作成したオブジェクト（作成済みのハンドルなど）の解放処理を行い、再度実行したい機能のコーリングシーケンスを最初から行う必要がある。

商業登記リモート署名システム API 固有のエラーが発生した場合、エラーコードを返却する。エラーについては商業登記リモート署名ドライバソフト API 仕様書を参照。エラーコードが返却されないエラーについてはエラーログに原因を出力する。

エラーログの格納先、ログ内容などについては未確定のため、次版以降で確定とする。

6　参考資料

本システムとの連携を行うにあたって参考情報を以下に示す。

- 商業登記電子証明書
  （https://www.moj.go.jp/ONLINE/CERTIFICATION/）
- G ビズ ID ホームページ
  （https://gbiz-id.go.jp/top/）
- G ビズ ID 接続システム向けガイドライン
  （https://gbiz-id.go.jp/top/manual/pdf/Developer_guideline.pdf）
- 商業登記リモート署名 導入ガイドライン
  （https://www.moj.go.jp/content/001455019.pdf）
- 商業登記リモート署名ドライバソフト API 仕様書【CryptoAPI 編】
  （https://www.moj.go.jp/content/001455021.pdf）
- 商業登記リモート署名ドライバソフト API 仕様書【CNG 編】
  （https://www.moj.go.jp/content/001455022.pdf）
- 商業登記リモート署名ドライバソフト 利用者マニュアル
  （https://portal.cr-rs.moj.go.jp/docs/manuals/crpki_driver_user_guide.pdf）

商標については次の通りです。

- Microsoft Windows 及び Microsoft Edge は、米国 Microsoft Corporation の米国およびその他の国における登録商標または商標です。
- その他、記載されている会社名、製品名等は、各社の登録商標または商標です。

7　問い合わせ

問い合わせ先を以下に示す。

- 商業登記リモート署名サポートデスク
  （https://portal.cr-rs.moj.go.jp/docs/contents/contact.html）
- ＧビズＩＤサポートデスク
  「ＧビズＩＤ接続システム向けガイドライン」をご参照ください。